

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年10月14日
【四半期会計期間】	第84期第1四半期（自平成21年6月1日至平成21年8月31日）
【会社名】	株式会社中北製作所
【英訳名】	NAKAKITA SEISAKUSHO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中北 健一
【本店の所在の場所】	大阪府大東市深野南町1番1号
【電話番号】	(072)-871-1331
【事務連絡者氏名】	専務取締役・管理部門管掌並びに経理部長 大平 文人
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市深野南町1番1号
【電話番号】	(072)-871-1331
【事務連絡者氏名】	専務取締役・管理部門管掌並びに経理部長 大平 文人
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第83期 第1四半期 累計(会計)期間	第84期 第1四半期 累計(会計)期間	第83期
会計期間	自平成20年 6月1日 至平成20年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成20年 6月1日 至平成21年 5月31日
売上高(千円)	6,393,903	6,456,396	28,390,915
経常利益(千円)	709,102	752,716	3,006,788
四半期(当期)純利益(千円)	295,347	438,234	1,514,419
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	1,150,000	1,150,000	1,150,000
発行済株式総数(千株)	19,164	19,164	19,164
純資産額(千円)	15,970,671	17,024,750	16,824,450
総資産額(千円)	25,033,380	24,785,277	26,635,971
1株当たり純資産額(円)	833.95	889.04	878.58
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	15.42	22.88	79.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	30.00
自己資本比率(%)	63.80	68.69	63.16
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	581,304	828,269	321,759
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	165,869	105,401	1,345,530
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,374,760	1,020,095	1,423,149
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	2,084,879	584,185	881,413
従業員数(人)	294	336	315

(注) 1. 当社は、潜在株式がありませんので、数値を記載しておりません。

2. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数(人)	336	[205]
---------	-----	---------

(注)従業員数は就業人員であり、平均臨時従業員数(人材会社からの派遣社員を含む)は[]内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を品種別に示すと下表のとおりであります。

品種別	当第1四半期会計期間 (21.6~21.8) 金額(千円)	前年同四半期比(%)
自動調節弁	2,193,731	96.3
バタフライ弁	2,101,280	91.8
遠隔操作装置	1,953,250	94.7
計	6,248,261	94.2

(注) 1. 金額は販売価額で表示しております。

2. 上記の生産実績には、協力工場よりの製品の仕入高が以下のとおり含まれています。

当第1四半期会計期間 (21.6~21.8)(千円)	前年同四半期比(%)
2,096,514	93.6

(2) 受注の状況

当第1四半期会計期間における品種別の受注状況は次のとおりであります。

品種別	当第1四半期会計 期間 (21.6~21.8) 受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	当第1四半期会計 期間末(21.8) 受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
自動調節弁	1,652,137	63.0	4,955,881	75.4
バタフライ弁	1,594,449	63.8	8,441,968	71.5
遠隔操作装置	1,369,182	69.8	7,456,500	75.9
計	4,615,768	計 65.2	20,854,349	74.0

(注) 金額は販売価額で表示しております。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を品種別に示すと、次のとおりであります。

当社の製品は直接販売（メーカーへの直納）が主ですが、一部は商社を通して販売しております。

品種別	当第1四半期会計期間 (21.6~21.8) 販売高(千円)	前年同四半期比(%)	販売構成比(%)
自動調節弁	2,266,195	103.5	35.1
バタフライ弁	2,169,349	98.8	33.6
遠隔操作装置	2,020,852	102.1	31.3
計	6,456,396	101.0	100.0

(注) 1. 金額は販売価額で表示しております。

2. 当第1四半期会計期間の主要な輸出先、輸出高及び輸出比率は次のとおりであります。

また、()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	前第1四半期会計期間 (20.6~20.8)		当第1四半期会計期間 (21.6~21.8)	
	金額(千円)	比率(%)	金額(千円)	比率(%)
中国(香港)	814,365	59.4	939,036	66.5
韓国	499,253	36.5	394,693	28.0
台湾	10,148	0.7	14,300	1.0
その他	46,467	3.4	63,839	4.5
計	1,370,234 (21.43 %)	100.0	1,411,868 (21.87 %)	100.0

3. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主要な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する比率は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (20.6~20.8)		当第1四半期会計期間 (21.6~21.8)	
	金額(千円)	比率(%)	金額(千円)	比率(%)
康立発展有限公司	733,407	11.5	855,754	13.2
三菱重工業(株)	637,329	10.0	724,179	11.2
双日マリンアンドエンジニアリング(株)	651,820	10.2	107,198	1.6

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済は、昨年の秋以降の世界的な金融危機による実体経済の悪化に対する政府の景気刺激策等により、特に自動車、電機等の業界において在庫調整が進展するなど、ようやく景気に底打ち感がみられる状況となっておりました。一方、民間設備投資や消費、さらに雇用に関してはあまり改善はみられず、為替での円高傾向の定着もあり、企業の生産や輸出は低調のまま推移しました。また、政治面においては民主党による政権交代があり、先行きのわが国経済に与える影響については不透明な要因となる可能性があります。

このような経営環境にあって当社は、主要な販売先であります造船業界のみならず、陸上部門においても実績のあるガスタービン用バルブや今後期待できる原子力発電プラント関連の受注について積極的な受注活動を展開いたしました。また、社内生産部門におきましては、原子力発電所向けバルブの専用組立工場の整備に着手しました。しかしながら、最近の造船市況の低迷による影響は大きく、十分な受注を確保することはできませんでした。

この結果、当第1四半期会計期間における受注高は、4,615百万円（対前年同期比34.8%減）と前年同期を大きく下回りました。品種別では、自動調節弁1,652百万円、バタフライ弁1,594百万円、遠隔操作装置1,369百万円となり、金額ベースの対前年同期比で、それぞれ969百万円減、905百万円減、591百万円減でありました。

売上高では、残業時間の短縮等固定費削減を目指して効率的な生産努力を積み重ねた結果、6,456百万円（対前年同期比1.0%増）を計上しました。品種別では、自動調節弁2,266百万円、バタフライ弁2,169百万円、遠隔操作装置2,020百万円となり、ほぼ前年同期並の実績となりました。第1四半期累計期間末の受注残高は期首に比べて1,840百万円減の20,854百万円となりました。

利益面におきましては、経常利益で752百万円（対前年同期比6.1%増）を計上し順調でありました。また、投資有価証券評価損の計上がなかったこともあり、四半期純利益では438百万円（対前年同期比48.5%増）となり予想数値を上回る結果となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の回収が進んだことにより営業活動によるキャッシュ・フローが828百万円の収入となりましたが、投資活動によるキャッシュ・フローが105百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが短期借入金の返済等により1,020百万円の支出となったため、期首に比較して297百万円の減少となりました。この結果、当第1四半期会計期間末の資金残高は、584百万円（前年同四半期会計期間末は2,084百万円）でありました。

また、当第1四半期会計期間中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において営業活動の結果獲得した資金は828百万円（前年同四半期会計期間は581百万円の使用）となりました。

これは、主として四半期税引前純利益が761百万円、売上債権の減少が1,496百万円となりましたが、仕入債務の768百万円減少や法人税等の支払789百万円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において投資活動の結果使用した資金は105百万円（前年同四半期会計期間は165百万円の獲得）であります。

これは、主として有形固定資産の取得によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期会計期間において財務活動の結果使用した資金は1,020百万円（前年同四半期会計期間は1,374百万円の獲得）となりました。

これは主に、短期借入金の返済と配当金の支払によるものであります。

(3) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末と比べ1,850百万円減少の24,785百万円となりました。

これは、売上債権が回収の進展にともなって1,496百万円減少したことが、主要な要因であります。その一方、負債の部では、生産の減少傾向により仕入債務が768百万円減少するとともに一時的な設備資金手当等の解消により短期借入金が800百万円減少しました。

純資産の部では、四半期純利益による利益剰余金の増加はあったものの配当金の支払等もあり、結果的に大きな変動はありませんでした。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題は、ありません。また同期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入致しました。

1 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、

熟練した技術を有する人的資産及び高度な品質管理体制に裏打ちされた高度な技術力・品質管理力

長年にわたる顧客との強固な信頼関係

創業以来、脈々と生き続ける「フロンティア・スピリット（進取発展）」

をその源泉としております。

当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上させ、上記基本方針を実現するため、品質管理体制の確立に向けた取組みとして、米国機械学会（ASME）の認定やISO9001の認証の取得による、顧客からの信頼に耐えうる製品の供給体制の確立や、NAPS(NAKAKITA Production Control System)と称する、設計出図から調達、入在庫、加工、組立、検査に至る一連の生産管理システムの効率的な運用等を実施しております。加えて、次世代の新製品の開発、新需要の開拓に向けた取組みとして、株式会社サクラとの業務提携により、今後の建造の増加が期待されるLNG船のカーゴライン用超低温パタフライ弁を開発し、平成19年5月期より受注を開始しましたが、平成21年5月期には約3億円の売上を計上しました。また陸上分野では、需要の伸長著しいガスタービン向けバルブに関し、燃料供給バルブの高応答アクチュエーター（駆動部）を欧州メーカーとの提携により開発し、バルブと一体で販売する計画を押し進めております。

さらに、当社は、平成18年9月に外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を設置し、内部監査室とも連動しながらコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を更に強化することを目的として、第81回定時株主総会において、新たに社外取締役を1名選任いたしました。これらの施策により、経営監視機能の強化を図り、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現してまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、平成19年8月29日開催の第81回定時株主総会において、本プランについての当社株主の皆様のご意思をお諮りさせていただき、ご賛同を得ました。

本プランは、当社が発行者である株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好と認めるものを除き、以下「買付等」と総称します。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行うことなどを可能とし、また、上記基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、またはb.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、独立社外者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

この新株予約権には、当該買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項などが付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権の行使に際して出資される財産の、株式1株あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき当社普通株式1株を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第81回定時株主総会において、本プランの更新について株主の皆様のご承認をいただきましたので、第81回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません）。

3 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記 2 の取組み）について

当社の、品質管理体制の確立に向けた取組み及び次世代の新製品の開発、新需要の開拓に向けた取組み、ならびにコーポレート・ガバナンス強化のためのコンプライアンス委員会の設置や社外取締役の選任等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 2 の取組み）について

本プランは、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、第81回定時株主総会において株主の皆様のご意思をお諮りしたこと、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、第81回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた結果3年間更新されたこと、その上、当社株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当社の研究開発は、急進する技術革新に対処し、かつ各需要先のニーズに即応する製品の開発を目指して、設計部門を中心に基礎研究を行っておりますが、現在のところ研究開発を専門に担当する部門はなく、必要に応じて研究開発プロジェクトチームを結成して対処しております。

また、当社では既存の分野、製品の改良に対する支出は日常的に行っておりますが、新たな分野の研究開発費に該当する支出がありませんので、研究開発費の総額は記載しておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	76,164,000
計	76,164,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,164,000	19,164,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は 1,000株であ ります。
計	19,164,000	19,164,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	-	19,164	-	1,150,000	-	515,871

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,086,000	19,086	-
単元未満株式	普通株式 64,000	-	-
発行済株式総数	19,164,000	-	-
総株主の議決権	-	19,086	-

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株中北製作所	大阪府大東市深野 南町1番1号	14,000	-	14,000	0.1
計	-	14,000	-	14,000	0.1

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は14,351株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.1%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 6月	平成21年 7月	平成21年 8月
最高(円)	805	724	734
最低(円)	670	658	665

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部における市場相場によっております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、公認会計士西納 功氏ならびに公認会計士渡邊尚志氏による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,084,185	2,393,413
受取手形及び売掛金	11,019,337	12,515,647
商品及び製品	1,026,034	1,161,721
原材料及び貯蔵品	1,667,123	1,735,533
仕掛品	1,415,224	1,443,304
その他	1,149,034	1,018,733
貸倒引当金	55,810	64,900
流動資産合計	18,305,129	20,203,453
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,549,166	1,549,166
その他(純額)	2,647,093	2,635,847
有形固定資産合計	4,196,259	4,185,013
無形固定資産	301,666	312,713
投資その他の資産		
投資有価証券	1,368,956	1,285,413
その他	619,775	656,046
貸倒引当金	6,510	6,668
投資その他の資産合計	1,982,222	1,934,791
固定資産合計	6,480,148	6,432,518
資産合計	24,785,277	26,635,971
負債の部		
流動負債		
支払手形	451,582	459,884
買掛金	2,573,768	3,333,994
短期借入金	1,200,000	2,000,000
賞与引当金	151,500	338,000
役員賞与引当金	38,070	28,520
未払法人税等	332,000	797,827
その他	643,762	475,013
流動負債合計	5,390,684	7,433,240
固定負債		
長期借入金	1,870,000	1,870,000
退職給付引当金	396,863	425,301
役員退職慰労引当金	73,980	73,980
その他	29,000	9,000
固定負債合計	2,369,843	2,378,281
負債合計	7,760,527	9,811,521

	当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,150,000	1,150,000
資本剰余金	1,479,586	1,479,586
利益剰余金	14,385,333	14,234,343
自己株式	6,877	6,877
株主資本合計	17,008,042	16,857,052
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,707	32,602
評価・換算差額等合計	16,707	32,602
純資産合計	17,024,750	16,824,450
負債純資産合計	24,785,277	26,635,971

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
売上高	6,393,903	6,456,396
売上原価	5,172,053	5,254,073
売上総利益	1,221,850	1,202,323
販売費及び一般管理費	544,210	472,848
営業利益	677,640	729,474
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,898	18,627
不動産賃貸料	-	16,323
為替差益	10,125	-
雑収入	3,306	2,351
営業外収益合計	39,330	37,302
営業外費用		
支払利息	6,439	8,711
為替差損	-	1,815
雑損失	1,428	3,533
営業外費用合計	7,868	14,060
経常利益	709,102	752,716
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,210	9,248
特別利益合計	1,210	9,248
特別損失		
投資有価証券評価損	196,767	-
特別損失合計	196,767	-
税引前四半期純利益	513,544	761,964
法人税等	218,196	323,730
四半期純利益	295,347	438,234

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	513,544	761,964
減価償却費	95,102	115,959
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,210	9,248
賞与引当金の増減額(は減少)	143,000	186,500
役員賞与引当金の増減額(は減少)	14,700	9,550
退職給付引当金の増減額(は減少)	37,192	28,437
受取利息及び受取配当金	25,898	18,627
支払利息	6,439	8,711
有形固定資産除却損	172	3,533
投資有価証券評価損益(は益)	196,767	-
売上債権の増減額(は増加)	61,115	1,496,310
たな卸資産の増減額(は増加)	536,525	232,176
前渡金の増減額(は増加)	3,000	3,000
仕入債務の増減額(は減少)	309,812	768,528
その他	50,330	18,009
小計	112,466	1,601,855
利息及び配当金の受取額	25,608	18,373
利息の支払額	2,372	2,402
法人税等の支払額	492,074	789,556
営業活動によるキャッシュ・フロー	581,304	828,269
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	215,000	12,000
投資有価証券の取得による支出	150	150
有形及び無形固定資産の取得による支出	43,663	119,692
その他	5,317	2,441
投資活動によるキャッシュ・フロー	165,869	105,401
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,600,000	-
短期借入金の返済による支出	-	800,000
配当金の支払額	225,019	220,095
自己株式の取得による支出	219	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,374,760	1,020,095
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	959,324	297,227
現金及び現金同等物の期首残高	1,125,554	881,413
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,084,879	584,185

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期会計期間より適用し、当第1四半期会計期間に着手した工事契約から、当第1四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>この変更による売上高及び損益に与える影響は僅少であります。</p>
	<p>不動産賃貸料の計上区分の変更</p> <p>従来、不動産賃貸収入は売上高に計上し、対応する費用は販売費及び一般管理費に計上していましたが、金額の重要性が低いことに鑑み、当第1四半期会計期間より、不動産賃貸収入より対応する費用を控除した残額を営業外収益の不動産賃貸料として計上する方法に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ売上総利益は30,837千円減少し、営業利益は16,323千円減少しておりますが、経常利益以下に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	<p>当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>事業年度に係る減価償却費の額を按分して算定する方法によっております。</p>
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
税金費用の計算	<p>当会計期間の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)		前事業年度末 (平成21年5月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,950,188千円	1 有形固定資産の減価償却累計額	2,873,738千円
2 受取手形裏書譲渡高	143,756千円	2 受取手形裏書譲渡高	226,528千円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
運賃荷造費	167,013千円	運賃荷造費	126,976千円
給料手当	127,817	給料手当	118,037
賞与引当金繰入額	36,765	賞与引当金繰入額	40,602
役員賞与引当金繰入額	14,700	役員賞与引当金繰入額	9,550

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在)		1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)	
現金及び預金勘定	3,354,879千円	現金及び預金勘定	2,084,185千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,270,000千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,500,000千円
有価証券勘定に含まれる現金同等物	-	有価証券勘定に含まれる現金同等物	-
現金及び現金同等物	<u>2,084,879千円</u>	現金及び現金同等物	<u>584,185千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年6月1日至平成21年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,164,000株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 14,351株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年8月27日 定時株主総会	普通株式	287,244	15.0	平成21年5月31日	平成21年8月28日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年8月31日)		前事業年度末 (平成21年5月31日)	
1株当たり純資産額	889.04円	1株当たり純資産額	878.58円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)		当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	15.42円	1株当たり四半期純利益金額	22.88円
(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。		(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、潜在株式がないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成21年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	295,347	438,234
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	295,347	438,234
期中平均株式数(千株)	19,151	19,149

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年5月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、前事業年度の末日に比べて著しい変動は、認められません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年10月8日

株式会社中北製作所
取締役会 御中

公認会計士 渡邊尚志事務所

公認会計士 渡邊 尚志 印

公認会計士 西納功事務所

公認会計士 西納 功 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中北製作所の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第83期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中北製作所の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月7日

株式会社中北製作所
取締役会 御中

公認会計士 西納功事務所

公認会計士 西納 功 印

公認会計士 渡邊尚志事務所

公認会計士 渡邊 尚志 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社中北製作所の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第84期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中北製作所の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。